

新	旧										
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 施工管理及び現場管理（第6条—第8条）</p> <p>第3章 再生資材及び建設副産物（第9条—第12条）</p> <p>第4章 安全管理（第13条—第15条）</p> <p>第5章 使用材料</p> <p> 第1節 コンクリート（第16条）</p> <p> 第2節 鉄鋼スラグ等（第17条—第24条）</p> <p> 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第25条—第30条）</p> <p> 第4節 ゴム製品等（第31条）</p> <p>第4節 ゴム製品等削除</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 施工管理及び現場管理（第6条—第8条）</p> <p>第3章 再生資材及び建設副産物（第9条—第12条）</p> <p>第4章 安全管理（第13条—第15条）</p> <p>第5章 使用材料</p> <p> 第1節 コンクリート（第16条）</p> <p> 第2節 鉄鋼スラグ等（第17条—第24条）</p> <p> 第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第25条—第30条）</p> <p> 第4節 ゴム製品等（第31条）</p> <p> 第4節 ゴム製品等 （ゴム製品等の品質証明）</p> <p>第31条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社又はニッタ化工品株式会社（以下「同社」という。）が製造した製品や材料（以下「ゴム製品等」という。）を用いる場合は、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（同社と資本面及び人事面で関係がない者をいう。）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定により実施する品質の確認にあたっては、次の試験及び検査項目を参考として、製品の種類に応じて求められる機能を確認するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1162 1086 2058 1361"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験 （常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率 （硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第1項の承諾を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免除されるものではない。よらなければならない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験 （常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率 （硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試験名	計測項目										
通常状態での試験 （常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熱老化試験	熱老化前後での変化率 （硬さ、比重、引張強度、伸び）										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み										
製品検査	外観、寸法、性能										